

施設・事業所名簿等

1 データは、原則として令和2年4月1日現在の内容です。障害福祉サービス事業所の最新データは、次のホームページをご覧ください。

○ワムネット <http://www.wam.go.jp/>

○ウェルネットなごや <http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/top>

2 設置経営主体欄等の法人の種別は、次のとおり略して記載しています。

社福	社会福祉法人
公社	公益社団法人
一社	一般社団法人
N	特定非営利活動法人（NPO法人）

事業所・施設の種類

1 日中活動系サービス事業所・施設入所支援

サービス	内容	対象者
生活介護	常時介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	○障害者
自立訓練（機能訓練）	一定期間、身体機能の向上に必要な訓練を行います。	○身体障害者
自立訓練（生活訓練）	一定期間、生活能力の向上に必要な訓練を行います。	○知的障害者 ○精神障害者
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する 65 歳未満の方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	○障害者
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な 65 歳未満の方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	○障害者
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	○障害者
施設入所支援	夜間に介護を必要とする方に、入所施設で、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、居住の場を提供します。（18 歳未満の方は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。）	○障害者

※ その他のサービスを実施する事業所については、市町村にお尋ねいただくか、ワムネット (<http://www.wam.go.jp/>) をご覧ください。

2 共同生活援助（グループホーム）

施設種別等	内容	対象者
共同生活援助	共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。	○障害者

3 一般相談支援事業所

施設種別等	内容	対象者
一般相談支援事業所	地域生活に移行するための相談や、住居の確保、同行支援を行ったり、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等の対応を行います。	○障害者

4 特定相談支援事業所

施設種別等	内容	対象者
特定相談支援事業所	障害者等からの相談を行ったり、支給決定時の障害福祉サービス等の利用計画の作成や、支給決定後の計画の見直しを行います。	○障害者 ○居宅系サービスを利用する障害児

5 障害児相談支援事業所

施設種別等	内容	対象者
障害児相談支援事業所	障害児通所支援を利用する障害児や家族からの相談を行ったり、支給決定時の障害児支援利用計画の作成や、支給決定後の計画の見直しを行います。	○障害児通所支援を利用する障害児

7 その他の施設

□身体障害者のための施設

施設種別等	内容	対象者
点字図書館	視覚障害者及び福祉関係者に点字図書及び録音テープを無料で閲覧又は貸出をします。	○視覚障害者 ○福祉関係者
盲人ホーム	はり、きゅう、マッサージの免許を持つ視覚障害の方で、自営又は雇用されることの困難な方に対し、自立更生を図ります。	○視覚障害者
身体障害者福祉センター	在宅の身体障害の方の福祉の向上を図るため、スポーツ・レクリエーション、各種の相談、講習会、機能回復訓練等を実施します。	○身体障害者
聴覚障害者情報提供施設	就労等の相談業務、情報機器の貸出等を行っています。	○聴覚障害者
勤労身体障害者文化体育施設	勤労身体障害者の教養、文化及び体育の向上を図るための施設です。	○身体障害者

□福祉ホーム（身体・知的）

施設種別等	内容
福祉ホーム	家庭環境や住宅環境のため家庭において日常生活を営むのに支障のある方に自立した生活の場を提供し、その自立を促進する施設です。

□地域活動支援センター

施設種別等	内容
地域活動支援センター	地域で生活する障害者の日常生活の支援、創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、多様な活動の場の提供をしています。

□宿所提供所

施設種別等	内容
宿所提供所	生活保護を受給している人であって、住宅のない人に居室を提供するとともに、日常生活の相談に応じます。

※ 詳しくは、市町村へお尋ねください。

□救護施設

施設種別等	内容
救護施設	生活保護を受給している人であって、入院の必要はないが援助なしで生活するのは困難な人に生活の場を提供するとともに、日常生活の指導・援助を行い、自立の促進を図ります。

※ 詳しくは、市町村へお尋ねください。

9 精神障害者のための団体等一覧

施設種別等	内容
断酒会	アルコール依存症の方及びその家族を援助する団体です。
地域精神障害者家族会	精神障害者の家族が集まって話し合い、病気への理解と家族同士の交流を深めています。 また、精神障害者への偏見や差別の除去に努め、精神障害者が社会参加しやすい地域づくりを目指す活動を行っています。
患者会	精神障害者や回復者本人がそれぞれの障害の特色ごとに集まり、再発防止につながる交流等を図っています。
精神障害者をサポートするNPO	精神障害者の社会参加をサポートするために設立された特定非営利活動法人(NPO)です。 (精神障害者のみを対象としている団体ばかりではありません。)

10 児童施設(18歳未満)

施設種別等	内容
障害児入所施設	自立生活に必要な知識技能の習得及び日常生活の指導を行っています。
児童発達支援センター	自立生活に必要な知識技能の習得や、機能障害のある児童に対しては治療をするなど、通所による指導訓練等を行っています。